

所得控除

控除項目	種類・支払額	控除額	内 容	必要書類
社会保険料控除	③の⑬	④の⑬	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額 ※年金から天引きされている保険料や、口座振替で支払った保険料は、天引きされている本人または口座名義人しか控除できません	国民年金保険料は控除証明書または領収書
小規模企業共済等掛金控除	③の⑭	④の⑭	小規模企業共済法に基づく掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払金額	支払証明書(領収書)
生命保険料控除	③の⑮	④の⑮	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険の保険料の支払金額 計算方法は下記の「生命保険料控除の計算表」を参照	控除証明書
地震保険料控除	③の⑯	④の⑯	居住用家屋や生活用動産の地震保険料、または火災・傷害などの長期損害保険料の支払金額 計算方法は下記の「地震保険料控除の計算表」を参照	控除証明書

生命保険料控除の計算表

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除について、保険料ごとに次のとおり計算します。

① 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料(旧契約)

旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～15,000円	支払保険料の全額	支払保険料の全額	B
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	支払保険料×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	支払保険料×1/4+17,500円	
70,001円～	35,000円	35,000円	

※控除の組み合わせは、三通りあります。控除額の計算方法がそれぞれ異なりますので、有利となる控除額を選択してください

- ①旧契約のみ適用
- ②新契約のみ適用
- ③新契約と旧契約の両方適用

② 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料(新契約)

新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～12,000円	支払保険料の全額	支払保険料の全額	D	支払保険料の全額	E
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	支払保険料×1/2+6,000円		支払保険料×1/2+6,000円	
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	支払保険料×1/4+14,000円		支払保険料×1/4+14,000円	
56,001円～	28,000円	28,000円		28,000円	

③ 新契約と旧契約の両方適用の場合

控除額 (限度額)	生命保険料(一般)		個人年金保険料		介護医療保険料	
	A+C(最高28,000円)	F	B+D(最高28,000円)	G	E(最高28,000円) H	
	Aのみ(最高35,000円)		Bのみ(最高35,000円)			
	Cのみ(最高28,000円)		Dのみ(最高28,000円)			
F+G+H(最高70,000円)						

地震保険料控除の計算表

地震保険料と旧長期損害保険料は別々に計算し、控除の合計を記入してください(控除限度額25,000円)

① 地震保険料

支払保険料の金額	控除金額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円

② 旧長期損害保険料

支払保険料の金額	控除金額
～5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円

※ひとつの契約で①と②の両方を支払っている場合は、別々に計算し有利な方を選択してください